

愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設利用の手引き

1. 放射性同位元素施設使用の許可

放射性同位元素施設を使用するためには、放射線業務従事者として登録されなければならない。そのために必要な手続は以下のとおりとする。

- (1) 放射性同位元素施設使用登録書を年度ごとに提出し、愛媛大学学術支援センター（樽味地区）部門長（樽味地区担当）（以下「部門長」という。）の許可を得る。
- (2) 学内の特別健康診断もしくは、指定の病院（愛媛県総合保険協会）で健康診断を受け、異常のないこと。
- (3) 年度のはじめに行われる教育訓練を受講すること。

2. 利用期間及び時間

- (1) 利用開始日から、その年度末（3月31日）までを期限とする。

(2) 利用停止期間

次の期間を保守点検、放射線管理等のための利用停止期間とする。ただし、利用停止期間は都合により変更することがある。その場合にはあらかじめ通知する。利用停止期間は、原則として利用することはできないが、部門長が特に必要と認める場合は、許可を得て利用することができる。

- ① 土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する祝日
- ② 4月1日から4月5日までの日、8月8日から8月16日までの日及び12月29日から翌年1月7日までの日
- ③ 部門長が必要と認めた場合は臨時に休館又は開館することができる。

(3) 利用時間

月曜日から金曜日の8時30分から17時

上記利用時間外に利用する場合は、放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）に届け出ること。

3. 入退室

管理区域への出入りは、指静脈認証システムで行う。

RIを使用しなくても管理区域に立ち入った場合は、「RIを使用しない場合の管理区域立入記録」に記入しなくてはならない。

4. 放射性同位元素の購入

放射性同位元素の注文は管理室で行うので、利用者は以下の書類を作成し、管理室に提出すること。

- (1) 放射性同位元素使用計画書

- (2) 放射性同位元素購入申込書
- (3) アイソトープ注文書 (FAX 用)

5. 使用・保管・廃棄の記録

利用者は注文した放射性同位元素が管理室に届き次第、速やかに貯蔵庫に搬入すること。

放射性同位元素を使用・廃棄した場合は、「放射性同位元素使用及び廃棄記録」及び「放射性同位元素施設使用カード(RI 使用の場合)」を作成しなければならない。

6. 廃棄物の分別

利用者は以下の分類に従って廃棄物を分別しなければならない。

- (1) 放射性同位元素で汚染されたもの

①液体廃棄物

有機廃液と無機廃液とを分別

核種ごとに分別し、専用の容器に廃棄すること。容器がない場合は安全管理責任者に申し出ること。

②固体廃棄物

下記分類に従って透明なビニール袋に分別し、表面に核種、数量、日付、所属、氏名等を記入し、廃棄物保管庫内の専用廃棄物入れに廃棄すること。(32Pで汚染された廃棄物は専用のアクリルボックスに廃棄すること。)

可燃物 (紙類、木片、布類)

難燃物 (プラスチック製品、チップ、マイクロチューブ(内容物は必ず処分する。)、ゴム手袋、ポリ袋)

不燃物 (ガラス製品、はさみ)

非圧縮性不燃物 (大型せともの、鉄骨、鉄筋、多量の TLC プレート)

- (2) 放射性同位元素で汚染されていないもの

愛媛大学のゴミ分類に従って分別し、所定のゴミ入れに廃棄すること。

7. 利用負担金

利用者は当該利用にかかる必要な経費を別に定めるところにより、負担しなければならない。

- ① 基本料金 5,000円 / 年
- ② 各研究室月別入室時間 * 300円 / 時間 (1 時間未満切り捨て*)
- ③ 計測器 (サーベイメータ等) 貸出料・・・2,000円 / 日

- ④ 有機廃液処理料金：アイソトープ協会の料金に準ずる
- ⑤ 無機廃液処理料金：アイソトープ協会の料金に準ずる
- ⑥ 可燃、難燃、不燃廃棄物：アイソトープ協会の料金に準ずる

8. その他

利用者は愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設放射線障害予防規程を遵守しなければならない。